

こども誰でも通園制度



令和8年度姫路市こども誰でも通園制度の利用者を募集します！

保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労要件を問わず、月10時間以内で保育所・認定こども園を利用できます。

家庭とは異なる場所で、保育士や他の子どもとの触れ合いを通して子どもの育ちを応援するとともに、保護者の皆さんに対し、育児負担の軽減や子育て相談等の支援を行います。

○公立施設（第1期）

令和8年3月9日（月）～3月22日（日）に姫路市オンライン手続ポータルサイトで受け付け。

○私立施設

施設により募集期間や受付方法が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。

☆実施施設の一覧や利用期間など詳しくは下記をご覧ください☆

<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/0000027300.html>